

## 特定生産緑地（大和市）の指定の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地解除面積	備考
153	大和市上草柳字扇野地内	約 1,250 m <sup>2</sup>	
278	大和市福田字甲七ノ区地内	約 1,250 m <sup>2</sup>	

「区域は解除図表示のとおり」

合計 約 2,500 m<sup>2</sup>

令和4年11月作成